

よりそう サマーセーブ

(低圧電気供給実施要綱)

2026 年 11 月 1 日実施

よりそう＋サマーセーブ

目 次

I	本 則	1
1	適 用 条 件	1
2	実施要綱の変更	1
3	契 約 期 間	3
4	供給電気方式および供給電圧	3
5	契約電力および契約容量	3
6	季節区分および時間帯区分	3
7	料 金	4
8	使用電力量の算定	6
9	そ の 他	6
II	実 施 細 目	8
1	適 用 条 件	8
2	契約電力および契約容量	8
附	則	9
別	表	10

I 本 則

1 適用条件

- (1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、この実施要綱実施の際現に低圧電気供給実施要綱のよりそう＋サマーセーブ（2025年4月1日実施）の適用を受けている場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。
- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。
イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合
この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更することはできません。

4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電力および契約容量

契約電力または契約容量は、原則として、お客さまの申出にもとづき、次の(1)または(2)のいずれかにより定めます。

- (1) その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)イによります。
- (2) 契約主開閉器により契約容量を定める場合には、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)ロによります。
- (3) (1)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(2)を適用いたしません。
また、(2)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(1)を適用いたしません。
- (4) 需要場所における契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

ロ 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 5（契約電力および契約容量）(1)により契約電力を定める場合

(イ) 契約電力が 6 キロワット以下の場合

1 契約につき	2,594 円 06 銭
---------	--------------

(ロ) 契約電力が 6 キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	3,771 円 60 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	557 円 01 銭

ロ 5（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,914 円 26 銭
---------	--------------

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,787 円 10 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	410 円 71 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1 キロワット時につき	65 円 32 銭
-------------	-----------

ロ 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 60 銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 91 銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	47 円 89 銭

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	28 円 93 銭
-------------	-----------

8 使用電力量の算定

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款 20（使用電力量の計量および算定）にかかわらず、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計してえた値といたします。
- (2) 計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款 20（使用電力量の計量および算定）(6)にかかわらず、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めるものとし、この場合の 30 分ごとの使用電力量は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値といたします。

なお、この場合の最大需要電力は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値をもとに算定いたします。

9 そ の 他

- (1) 5（契約電力および契約容量）(1)の場合で、最大需要電力が 50 キロワット以上となったときには、契約種別の変更についてすみやかに協議するものといたします。

なお、この場合の料金は、7（料金）(1)イおよび(2)の料金を適用いたします。

- (2) 当社は、標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割

計算は、別表（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

- (3) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (4) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 条 件

- (1) 「電灯または小型機器を使用する需要」には、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (2) この実施要綱から他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

2 契約電力および契約容量

本則 5（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合で、この実施要綱適用の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当該一般送配電事業者等の電流制限器を継続して使用することを希望されるときは、契約容量は、原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

- (1) 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\text{制限される電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}}{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

附 則

1 実 施 期 日

この実施要綱は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この実施要綱の実施にともなう切替措置

この実施要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- 1 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 140 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- 2 標準約款21（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

- 3 1に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- 4 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の1および2の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間等の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

(2) 暦 日 数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。